

通学区域（学区）の概要について

1 本市の学区制度

- ◆ 学校教育法施行令第5条第2項に基づき、「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則」第2条により指定（住所地に基づく学区の指定校への就学が原則）

2 通学区域の弾力化

- ① 「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則」第4条第1項において定められている「その他の事情」により、通学区域の弾力的運用を図っている。
- ② 本市における通学区域の弾力的運用は、通学区域の区域外就学許可条件を満たす場合に限られる。（7項目）

本市の通学区域の弾力的運用について

- ◆ 本市では、「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則」第2条で就学予定者及び就学中の学齢児童生徒の就学すべき学校の指定を行っているが、同規則第4条第1項において定められている「その他の事情」により、通学区域の弾力的運用を図っている。
- ◆ 具体的には、保護者から指定された学校の変更の申し立てがあった場合には、指定校以外の希望校への就学について、通学区域外就学許可申請書の提出により許可

本市における通学区域の弾力的運用は、通学区域の区域外就学許可条件を満たす場合に限られる。

通学区域外就学許可基準表(H29.4.1現在)

「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則」
第4条第1項の「その他の事情」による許可条件表

対象事由	内 容	許可期間
1 転居		
①学年途中転居	①学年途中で通学区域外に転居し、現在通学する学校への就学を希望する場合	①原則学年末まで ※1 ←
②転居予定	②住宅の新築等の理由により事前に転居予定地の指定校への就学を希望する場合	②最長1年
2 留守家庭（小学生）	・父母共に就労（父子・母子家庭では父または母が就労している場合）しており、児童の預け先の住所地の指定校への就学を希望する場合	・小学校4年生まで（更新により小学校卒業まで許可可能） 保護者が求職中の場合は最長1年 ※2 ←
3 教育上の配慮		
①保護者不在等	①長期入院、行方不明等により預け先の住所地の指定校への就学を希望する場合	①原則1年
②保護者離婚	②離婚調停期間中等で住所異動できない場合、居住地の指定校への就学を希望する場合	②原則1年
③兄弟同一	③兄弟が通学区域外許可を認められており、同じ学校への就学を希望する場合	③原則兄弟の許可期間
④児童生徒指導	④児童生徒の指導上、指定校以外の学校への就学が必要と認められる場合	④原則1年
⑤その他	⑤特別な事情があり、児童生徒の指導上、指定校以外の学校への就学が必要と認められる場合	⑤原則1年
4 特別支援学級	・入級を必要とする特別支援学級が就学指定校に設置されておらず、入級可能な特別支援学級が設置されている隣接校への就学を希望する場合	・（小、中それぞれ）卒業まで
5 特殊地域	・住民登録地が、「特殊地域」（※3）で、希望校への就学を希望する場合 ←	・（小、中それぞれ）卒業まで
6 部活動	・小中学校就学審査会が隣接校への就学を許可する場合	・原則（中）卒業まで
7 公共事業	・市、県等の施行する公共事業により、転居を余儀なくされたが、現在通学する学校への就学を希望する場合。	・（小、中それぞれ）卒業まで

※1
小学1～4年生
中学1年生
↓
最長学年末まで

小学5・6年生
中学2・3年生
↓
最長卒業まで

※2
保護者が求職中の場合は、（在職証明書に代えて）求職中であることの申立書を添付することにより、最長1年許可可能。後日、在職証明書を添付し、留守家庭を事由とした継続申請をすることで延長可能。

※3
特殊地域とは、通学等に支障のある地域、字地番により通学区域を確定するのが困難な地域で、教育委員会が希望校を選択できる地域として許可した地域。

準特殊地域とは、特殊地域とは異なり、地域の町内会・子ども会等から地域活動上現在の通学区域ではその活動に支障を来さず目的の申立てがあった地域において、それに基づき教育委員会が調査をし、特殊地域化に準じた対応が必要と認められた地域。

この基準表の「特殊地域」には、準特殊地域も含まれる。

【参考：通学区域外就学と区域外就学の違いについて】
通学区域外就学・・・市内の指定校以外から許可基準表に基づき許可されて希望校に就学すること。
区域外就学・・・居住元と就学先の教育委員会での協議を経て、就学を許可された児童生徒。